ニ　平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件　一一269二〇

衆議院比例代表選出○議員選挙東海選挙区選挙長

一　衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　七三

ニ　平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件　一一269二二

衆議院比例代表選出○議員選挙近畿選挙区選挙長

一　衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　七三

ニ　平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件　一一269二三

衆議院比例代表選出○議員選挙中国選挙区選挙長

一　衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　七三

ニ　平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件　一一269二三一

衆議院比例代表選出○議員選挙四国選挙区選挙長

一　衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　七三

ニ　平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件　一一269二三二

衆議院比例代表選出○議員選挙九州選挙区選挙長

一　衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　七三

ニ　平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件　一一269三三六

○政治資金適正化委員会

七一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一〇二

七二　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一〇二

七三　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一二九

七四　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一七二

七六　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　二七三

七七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二七三

○消　防　庁

一三　消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件　二六一

○法　務　省

五〇〇　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　三四

五〇一　原戸籍が滅失した件　四三

五〇二　日本国に帰化を許可する件　四五二

五〇三　〃　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　四二

五〇四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　四

五〇五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　七四

五〇六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　七四

五〇七　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件　一〇二